

32. 兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第67条第1項及び第68条第1項の規定に基づき、県内で災害が発生し、被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に、兵庫県(以下「県」という。)及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(応援の内容)

第2条 応援の内容は次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

(応援の要請)

第3条 応援を受けようとする被災市町(以下「被応援市町」という。)は、次の事項を可能な限り明らかにして、県に対し文書により要請するものとする。ただし、文書により要請するいとまのない場合は、電話、ファクシミリ又は兵庫県災害対応総合情報ネットワークシステム等により応援の要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあつては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

2 県は、前項の要請を受けたときは、速やかに、応援可能な市町と調整を行ったうえ、県の応援も含めた応援計画を作成し、被応援市町に、応援計画を通知するものとする。

3 県及び応援を行う市町(以下「応援市町」という。)は、最大限その責務を果たすよう努めるものとする。

4 第1項による要請をもって、被応援市町から各応援市町に対しての応援があったものとみなす。
(市町を指定した応援要請)

第4条 被応援市町は、あらかじめ指定した県内の市町(以下「応援指定市町」という。)に、応援を要請することができる。

2 前項に規定する応援については、前2条の規定を準用する。

3 県は、応援指定市町に対し、応援要請内容を伝えとともに、協力を要請するものとする。

4 被応援市町は、特に緊急を要する場合、応援指定市町に直接要請することができる。なお、この場合において、被応援市町は事後必ず県にその旨連絡するものとする。

(自主応援)

第5条 県及び市町は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡が取れない場合に、自主的な情報収集活動等に基づき、応援の必要があると判断したときは、第3条又は第4条による被災市町からの応援要請を待たずに、この協定に定めるところにより応援を行うことができる。

2 前項の場合、第3条第1項の応援の要請があったものとみなす。

(経費の負担)

第6条 県又は市町が前3条の規定に基づく応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とす

- る。
- 2 被応援市町において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには、応援を行った県又は応援市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。
- 3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。
- (他の協定との関係)
- 第7条 この協定は、県又は市町が締結する災害時の応援に係る他の協定を妨げるものではない。
- (平時の活動)
- 第8条 県及び市町は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、平時から次の事項を実施するよう努めるものとする。
- (1) 地域防災計画その他必要な資料の提供
- (2) 県と市町との連絡会等の開催
- (3) その他必要な事項
- (補則)
- 第9条 この協定に関し必要な事項については、県及び県内市町が協議の上、別に定めるものとする。
- 2 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度協議して定めるものとする。
- 附 則
- この協定は、平成18年11月1日から施行する。
- この協定の締結を証するため、本協定書3通を作成し、兵庫県知事及び各市町長が記名押印の上、兵庫県知事、兵庫県市長会会長及び兵庫県町村会会長が各1通を保有し、他の市町長はその写しを保有する。

平成18年11月1日

兵庫県知事	井 戸 敏 三
神戸市長	矢 田 立 郎
姫路市長	石 見 利 勝
尼崎市長	白 井 文
明石市長	北 口 寛 人
西宮市長	山 田 知
洲本市長	柳 実 郎
芦屋市長	山 中 健
伊丹市長	藤 原 保 幸
相生市長	谷 口 芳 紀
豊岡市長	中 貝 宗 治
加古川市長	樽 本 庄 一
たつの市長	西 田 正 則
赤穂市長	豆 田 正 明
西脇市長	來 住 壽 一
宝塚市長	阪 上 善 秀
三木市長	藪 本 吉 秀
高砂市長	田 村 広 一

川西市長	柴 生 進
小野市長	蓮 葉 務
三田市長	岡 田 義 弘
加西市長	中 川 暢 三
篠山市長	瀬 戸 亀 男
養父市長	梅 谷 馨 郎
丹波市長	辻 重 五 郎
南あわじ市長	中 田 勝 久
朝来市長	井 上 英 俊
淡路市長	門 康 彦
宍粟市長	白 谷 敏 明
加東市長	山 本 廣 一
猪名川町長	真 田 保 男
多可町長	戸 田 善 規
稲見町長	古 谷 博
播磨町長	清 水 ひろ子
神河町長	足 立 理 秋
市川町長	尾 崎 光 雄
福岡町長	嶋 田 正 義
太子町長	首 藤 正 弘
上郡町長	安 則 眞 一
佐用町長	庵 迩 典 章
香美町長	藤 原 久 嗣
新温泉町長	局 場 雅 人

33. 西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

西播磨地域災害時等相互応援に関する協定

（趣 旨）

第1条 この協定は、西播磨地域5市6町（以下「締結市町」という。）が、西播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して西播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項第12号の規定に基づき、西播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

（連絡担当部局）

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

（応援の事項）

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣
- (3) 被災者の受入れ
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請）

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。ただし、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

- (1) 被害の状況
- (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
- (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
- (4) 応援の場所及びその場所への経路
- (5) 応援を必要とする期間
- (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

（応援の実施）

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

（応援の自主出動等）

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信の途絶等により被災市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行う

ことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

（応援のため派遣された職員の指揮）

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動する。

（応援経費の負担）

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

（平常時の活動）

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 防災訓練及び住民の啓発等
- (4) 救援に必要な物資等の備蓄
- (5) その他災害時の相互応援に必要な事項

（広域防災計画の策定）

第10条 締結市町は、広域防災体制を確立するため、協同して、西播磨地域に係る広域的災害対策に関して必要な事項を定めた広域防災計画を策定するものとする。

（他の協定との関係）

第11条 この協定は、締結市町及び締結市町の各機関が別に消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条第2項の規定により締結した相互応援に関する協定及び水防に係る応援に関し締結した協定等に基づく応援を排除するものではない。

（実施の細目）

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

（補則）

第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附則

この協定は、平成8年（1996年）4月1日から効力を生じるものとする。

附則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）4月1日から効力を生じるものとする。
- 2 平成8年4月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）10月1日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年4月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成17年（2005年）11月7日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年10月1日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

附 則

- 1 この協定は、平成18年（2006年）3月27日から効力を生じるものとする。
- 2 平成17年11月7日付けで締結した西播磨地域災害時等相互応援に関する協定は、廃止する。

上記協定締結の証として本協定書を11通作成し、締結市町長記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成18年（2006年）3月27日

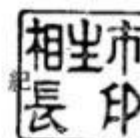
姫路市長

石 見 利 勝



相生市長

谷 口 芳 紀



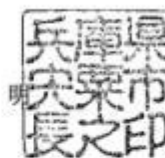
赤穂市長

豆 田 正 明



宍粟市長

白 谷 敏 明



たつの市

西 田 正 明



市川町長

尾 崎 光 雄



福崎町長

嶋 田 正 義



神河町長

足立 理



太子町長

首藤 正



上郡町長

安則 眞



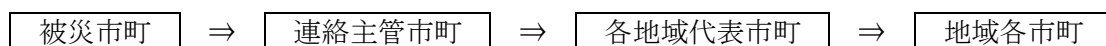
佐用町長

庵邊 典



● 連絡主管市町及び連絡体制

被災市町		連絡体制	
地域	地域市町	連絡主管市町	地域代表市町
姫路地域	姫路市	赤穂市	相生市・宍粟市・神河町・佐用町
揖龍・相生地域	相生市・たつの市・太子町	宍粟市	姫路市・赤穂市・神河町・佐用町
赤穂地域	赤穂市・上郡町	姫路市	相生市・宍粟市・神河町・佐用町
神崎地域	市川町・福崎町・神河町	相生市	姫路市・赤穂市・宍粟市・佐用町
宍粟地域	宍粟市	姫路市	相生市・赤穂市・神河町・佐用町
佐用地域	佐用町	相生市	姫路市・赤穂市・宍粟市・神河町



3 4. 姫路市、市川町、福崎町及び神河町における消防相互応援協定書

姫路市、市川町、福崎町及び神河町における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条第2項の規定に基づき、姫路市、市川町、福崎町及び神河町（以下「関係市町」という。）は、消防団の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、関係市町の区域において、火災又は救急救助事故（以下「火災等」という。）が発生した場合、関係市町が相互に応援し、その応急対策活動に万全を期することを目的とする。

（応援要請）

第2条 関係市町の区域において、火災等が発生し、この協定に基づく応援を受けようとする関係市町の長は、相手方の関係市町の長に対して応援を要請し、応援要請を受けた関係市町の長は、この要請に基づき、消防団員で構成される部隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。ただし、関係市町の境界付近で発生した火災等については、この限りでない。

（応援要請の方法）

第3条 応援の要請は、電話その他の方法により、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 火災等の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要な事項

2 前項の応援要請は、姫路市においては、姫路市消防局情報指令課を、市川町、福崎町及び神河町においては、消防事務を主管する課を通じて行うものとする。

（応援隊の派遣）

第4条 前条の規定により応援要請を受けた関係市町の長は、応援を行うことが、可能と判断した場合は、応援隊を派遣するものとする。ただし、応援隊を派遣しがたいときは、その旨を遅滞なく、応援を受けようとする関係市町の長に通報するもの

とする。

- 2 応援隊を派遣した関係市町の長（以下「応援側の長」という。）は、出発時刻、出勤人員、機械器具、消火薬剤等の員数及び到着予定時刻を、応援を受ける関係市町の長（以下「受援側の長」という。）に報告しなければならない。

（応援隊の指揮）

- 第5条 応援隊は、姫路市消防長又は関係市町の区域を管轄する消防署長の指揮の下に行動するものとする。

（応援の報告）

- 第6条 応援隊の長は、災害発生地に到着したときは、受援側の現場最高指揮者（以下「指揮者」という。）にその旨を報告しなければならない。

- 2 応援隊の長は、現場を引き揚げるときは、応援活動の概要その他必要事項を指揮者に報告するものとする。

（応援隊の報告）

- 第7条 応援側の長は、現場を引き揚げたときは、速やかに応援活動の概要を、別記様式により受援側の長に報告するものとする。

（経費の負担）

- 第8条 応援に要した経費の負担については、次に定めるとおりとする。

- (1) 応援側の市又は町において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出勤手当
- ウ 受援側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等
- オ 上記以外の人件費その他の経費

- (2) 受援側の市又は町において負担する経費

- ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 当該応援のために特別に必要なとなった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金又は賞慰金

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援側の市又は町に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）ただし、応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

カ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な経費の負担については、当該関係市町の長が、その都度、協議の上定めるものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか、必要な事項については、関係市町の長が協議の上別に定めるものとする。

附 則

- 1 この協定書は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し各自1通を保有する。

平成19年 3月29日

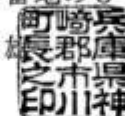
姫路市安田四丁目1番地

姫路市長 石 見 利



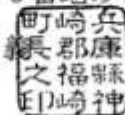
神崎郡市川町西川辺165番地の3

市川町長 尾 崎 光



神崎郡福崎町南田原3116番地の1

福崎町長 嶋 田 正



神崎郡神河町寺前64番地

神河町長 足 立 理



35. 朝来市及び神河町における消防相互応援協定書

朝来市及び神河町における消防相互応援協定書

消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）第39条第2項の規定に基づき、朝来市（以下「甲」という。）及び神河町（以下「乙」という。）は、消防団の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、甲又は乙の区域内において、水火災又は地震等、法第1条に規定する災害が発生した場合、甲及び乙が相互に応援し、その応急対策活動に万全を期することを目的とする。

（応援要請）

第2条 甲又は乙の区域において、災害が発生し、この協定に基づく応援を受けようとする甲又は乙の長（以下「受援側の長」という。）は、相手側の市又は町の長（以下「応援側の長」という。）に対して応援を要請し、応援側の長は、この要請に基づき、消防団員で構成される部隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。ただし、甲又は乙の境界付近で発生した災害については、この限りでない。

（応援要請の方法）

第3条 応援要請は、電話その他の方法により、次の事項を明確にして行うものとする。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両、人員及び資機材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) 前3号に掲げるもののほか、必要な事項

（応援隊の派遣）

第4条 前条の応援要請があったときは、応援側の長は、その管轄区域内の活動に支障のない範囲において、応援隊を派遣するものとする。ただし、応援隊を派遣しが

たいときは、その旨を速やかに、受援側の長に通報するものとする。

- 2 応援側の長は、出発時刻、到着予定時刻、出動人員、出動車両及び持参する資機材を受援側の長に電話その他の方法で報告しなければならない。

(応援隊の誘導)

第5条 受援側の長は、集結場所に誘導員を待機させ、応援隊の誘導に努めるものとする。

(応援隊の指揮)

第6条 応援隊は、甲又は乙の区域を管轄する消防長又は消防署長の指揮の下に行動するものとする。

(応援の報告)

第7条 応援隊の長は、災害発生地に到着したときは、受援側の現場における最高指揮者（以下「指揮者」という。）にその旨を報告しなければならない。

- 2 応援隊の長は、現場を引き揚げるときは、応援活動の概要その他必要事項を指揮者に報告するものとする。

(応援活動の通知)

第8条 応援側の長は、応援活動が終了したとき又は応援隊が帰着したときは、別記様式により、速やかに応援活動の概要を受援側の長に通知するものとする。

(経費の負担)

第9条 この協定に基づく応援に要した経費の負担については、次の各号に定めとおりとする。

(1) 応援側の市又は町において負担する経費

- ア 公務災害補償に要する経費
- イ 旅費及び出動手当
- ウ 受援側との間の移動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
- エ 被服の損料等

(2) 受援側の市又は町において負担する経費

- ア 受援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費
- イ 宿泊費及び食料費
- ウ 受援のために特別に必要となった車両及び機械器具の修理費
- エ 賞じゅつ金
- オ 受援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援側の市又は町に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額）。ただし、応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。
- カ その他受援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費

(3) 前2号に掲げるもののほか、必要な経費の負担については、その都度、甲及び乙の長が、協議して定めるものとする。

(協議)

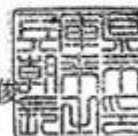
第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙の長が協議して定めるものとする。

附 則

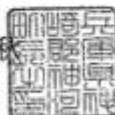
- 1 この協定書は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成19年4月1日

甲 朝来市長 井 上 英 俊



乙 神河町長 足 立 理 秋



36. 災害時における応急対策業務に関する協定書

災害時における応急対策業務に関する協定書

神河町長（以下「甲」という。）と、神河町建設業協会（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生した場合において、災害応急対策業務（以下「業務」という。）に関し次のとおり協定を締結する。

（要請）

第1条 甲は、業務のため、乙の所属会員が所有する建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）の応援が必要と認めるときは、乙に対して、建設資機材等応援要請書（様式1）（以下「要請書」という。）により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。ただし、要請書を持って要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後速やかに要請書をもって要請するものとする。

- （1） 災害の状況及び業務内容
- （2） 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
- （3） 応援を必要とする日時、場所及び期間
- （4） その他必要な事項

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務は、次の業務とする。

- （1） 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う緊急人命救助のための障害物の除去作業
- （2） 災害時における建築物、その他工作物等の崩壊、倒壊及び損壊等に伴う道路交通確保のための障害物の除去作業
- （3） その他甲が必要と認める緊急応急作業

（協力）

第3条 乙は、甲から第1条の規定により応援要請があったときは、特別の理由がない限り、建設資機材等を甲に提供することにより応援を行うものとする。

（報告）

第4条 乙は、前条の規定に基づき応援を行った場合は、建設資機材等報告書（様式2）（以下「報告書」という。）により速やかに神河町長に提出するものとする。ただし、報告書を持って報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに報告書を神河町長に提出するものとする。

（経費の負担）

第5条 乙の使用した建設資機材等に要する費用は、甲が負担する。ただし、

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第67条第1項または第68条第1項の規定により、他の地方公共団体の長等の応援の要求に応じて応援を行った場合の費用負担は、同法第92条に定めるところによる。

- 2 経費等の算出方法については、災害発生時における当該地域における通常の実費用を基準として、甲、乙協議して定めるものとする。

（損害の負担）

第6条 第2条の規定による業務により生じた損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

（補償）

第7条 この協定に基づいて業務に従事した者が、本業務において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務従事者の使用者の責任において行うものとする。

（情報提供）

第8条 乙及び乙の会員は、諸活動中に覚知した災害等による被害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（連絡責任者）

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては神河町防災担当課長、乙においては、神河町建設協会会長とする。

（適用）

第10条 この協定は、平成22年7月15日から適用する。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度甲、乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成22年7月15日

甲 神崎郡神河町 町長 山名宗悟



乙 神河町建設業協会 会長 片岡



37. 災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書（大河内郵便局）

災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書

神河町足立理秋（以下「甲」という。）と大河内郵便局長豊島つた子（以下「乙」という。）は、神河町内に発生した地震、風水害等による災害において、神河町及び神河町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり覚書を締結するものとする。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事など）の原因による被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合に、相互に協力要請することができるものとする。

- （1） 甲又は乙が収集した被災者の避難先及び被災状況の相互提供
- （2） 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務の取扱い
- （3） 高齢者及び障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- （4） 所管施設及び用地の相互提供
- （5） 災害時における災害情報にかかる広報の提出等
- （6） その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- （1） 被害の状況及び協力の内容
- （2） 協力の期間
- （3） 前条第4号を要請する場合には、使用目的、場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

(災害対策本部への参加)

第6条 甲が要請したとき、乙は神河町災害対策本部へ参加することができるものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 神河町内の郵便局は、神河町又は町内各集落が行う防災訓練等に参加することができるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては神河町防災担当課長、乙においては、大河内郵便局長とする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年 4 月 1 日

甲 神崎郡神河町 町 長 足立 理秋

乙 大河内郵便局 局 長 豊島 つた子



38. 災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書（神崎郡郵便局）

災害時における町内郵便局との相互協力に関する覚書

神河町足立理秋（以下「甲」という。）と神崎郵便局長竹内伊三夫（以下「乙」という。）は、神河町内に発生した地震、風水害等による災害において、神河町及び神河町内の郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に行うため、次のとおり覚書を締結するものとする。

（用語の定義）

第1条 この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める災害（暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象又は大規模な火事など）の原因による被害をいう。

（協力要請事項）

第2条 甲及び乙は、町内に災害が発生し、次の各号について必要が生じた場合に、相互に協力要請することができるものとする。

- （1） 甲又は乙が収集した被災者の避難先及び被災状況の相互提供
- （2） 災害救助法適用時における郵便・為替貯金・簡易保険の郵政事業にかかわる災害特別事務の取扱い
- （3） 高齢者及び障害者など災害弱者についての情報及び対応に関する相互協力
- （4） 所管施設及び用地の相互提供
- （5） 災害時における災害情報にかかる広報の提出等
- （6） その他前各号に掲げるもののほか協力できる事項

（協力要請の手続き）

第3条 甲又は乙は、前条の協力については、次に掲げる事項を明らかにし、協力要請書（様式第1号）（以下「要請書」という。）により要請するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭、電話又は電信により協力を要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

- （1） 被害の状況及び協力の内容
- （2） 協力の期間
- （3） 前条第4号を要請する場合には、使用目的、場所等

（協力の実施）

第4条 甲及び乙は、前条の規定による要請を受けたときは、その重要性に鑑み協力するよう努めなければならない。

(経費の負担)

第5条 第2条に規定する協力要請に対して、協力をした者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、それぞれ要請した者が適正な方法により算出した金額を負担する。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙両者が協議の上、負担すべき額を決定するものとする。

(災害対策本部への参加)

第6条 甲が要請したとき、乙は神河町災害対策本部へ参加することができるものとする。

(災害情報等連絡体制の整備)

第7条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(防災訓練への参加)

第8条 神河町内の郵便局は、神河町又は町内各集落が行う防災訓練等に参加することができるものとする。

(情報の交換)

第9条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況及び協力要請事項に関し、必要に応じて情報の交換を行うものとする。

(連絡責任者)

第10条 この覚書に関する連絡責任者は、甲においては神河町防災担当課長、乙においては、神崎郵便局長とする。

(協議)

第11条 この覚書に定めのない事項及び疑義の生じた事項については、甲、乙協議の上決定するものとする。

この覚書を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成18年 4月 1日

甲 神崎郡神河町 町 長 足立 理秋



乙 神崎郵便局 局 長 竹内 伊三夫



39. 兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

兵庫県自治体病院開設者協議会災害初動時相互応援協力に関する協定

災害発生初動時における医療の果たす役割の重要性に鑑み、兵庫県自治体病院開設者協議会に属する病院（以下「会員病院」という。）は、災害が発生した直後に、被災した会員病院独自では十分な医療活動ができない場合、その他の会員病院が、相互扶助精神に基づき、速やかに応援協力することを目的として、次のとおり協定を締結する。

（応援の範囲）

第1条 この協定は、災害が発生した際の「初動時」における会員病院の基本的な相互応援協力体制について定めることとする。

（情報集約）

第2条 被災地に隣接した会員病院を「情報集約担当病院」とする。

2 情報集約担当病院は、被災した会員病院及び被災地の被災状況について、情報収集・集約に努めるとともに、総合調整担当病院に速やかに状況を報告するものとする。

（総合調整）

第3条 会長が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。なお、その病院が被災した場合は副会長が開設する病院を、さらにその病院が被災した場合はその他の理事が開設する病院を「総合調整担当病院」とする。

2 総合調整担当病院は、会員病院へ必要な情報を提供するものとする。また、被災した会員病院から応援要請があった場合、あるいは情報集約担当病院からの情報により、応援が必要であると判断される場合、総合調整担当病院は、情報集約担当病院と協議のうえ、会員病院に対し、速やかに被災した会員病院又は被災地への応援を要請するものとする。

（応援内容）

第4条 応援内容は、次のとおりとする。

- (1) 被災地への医療救護チームの派遣
 - (2) 被災した会員病院又は被災地からの患者の受入れ
 - (3) 被災した会員病院への医師、看護婦等医療技術職員、事務職員の応援及び必要な医薬品等の提供
 - (4) その他災害初動時医療に関する必要な措置
- 2 前項(1)につき、医療救護チームは、医薬品、食料品及び宿泊等の準備をし、自己完結型の応援体制に努めるものとする。

（応援経費の負担）

第5条 応援に要した経費の負担については、別途協議するものとする。

（広域応援体制）

第6条 災害が広域にわたる場合の応援体制については、兵庫県と別途調整するものとする。

(その他)

第7条 この協定の実施に関し、必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、別途協議して定めるものとする。

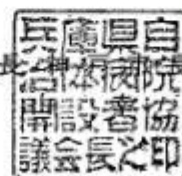
第8条 この協定を証するため、本協定書を25通作成し、各開設者は記名押印のうえ、各1通を保管する。

付 則

- 1 被災した会員病院から、長期にわたる応援要請が生じた場合は、本協定の趣旨及び内容を尊重のうえ、応援協力するものとする。
- 2 この協定は平成8年1月17日から適用する。

平成8年1月16日

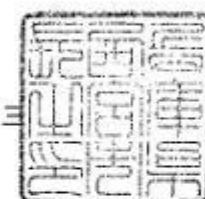
兵庫県自治体病院開設者協議会長 笹



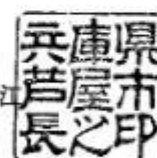
兵庫県知事 貝 原 俊



西 宮 市 長 馬 場 順



芦 屋 市 長 北 村 春



伊 丹 市 長 松 下



宝 塚 市 長 正 司 泰 一 郎



川 西 市 長 柴 生



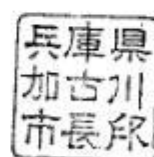
三 田 市 長 塔 下 真



明 石 市 長 岡 田 進



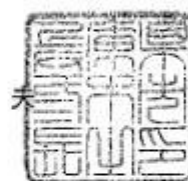
加 古 川 市 長 木 下 正



西 脇 市 長 石 野 重



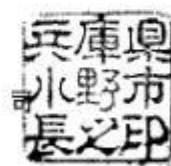
三 木 市 長 加 古 房



高 砂 市 長 大 内 秀



小 野 市 長 廣 瀬 博



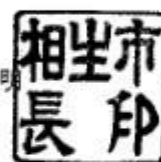
加 西 市 長 藤 岡 重



社 町 長 上 石 勝



相 生 市 長 藤 田 義



赤 穂 市 長 北 爪 照



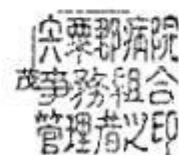
神 崎 町 長 足 立 理



御 津 町 長 山 下 昭



大 妻 郡 病 院 事 務 組 合 管 理 者 古 川



公立豊岡病院組合管理者

今 井 晶



香 住 町 長

青 山 幸



坂 坂 町 長

中 井



公立八尾病院組合管理者

梅 谷



40. 神河町多可町広域消防相互応援協定

神河町多可町広域消防相互応援協定

(目的)

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、災害が発生した場合における、神河町及び多可町（以下「協定町」という。）の相互応援協定について必要な事項を定め、もって総合的な消防防災体制を確立することを目的とする。

(実施区域)

第2条 この協定の実施区域は、協定町の区域とする。

(災害の範囲)

第3条 この協定において、「災害」とは火災、水災若しくはその他の災害で応援を必要とするものをいう。

(応援の要請)

第4条 応援の要請は、受援町の長（以下「受援町長」という。）から電話その他の方法により、次の事項を明らかにして応援町の長（以下「応援町長」という。）に対して行うものとする。ただし、災害発生規模又は災害発生場所により、受援町長の応援要請を待たずに応援出動した場合には、受援町長の要請があったものとみなす。

- (1) 災害の発生場所及び概要
- (2) 必要とする車両・人員及び資器材
- (3) 集結場所及び活動内容
- (4) その他必要事項

(応援隊の派遣)

第5条 前条の規定により応援要請を受けた町長は、消防団員で構成される部隊（以下「応援隊」という。）の派遣の可否について、受援町長に連絡するものとする。

2 応援町長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、資器材及び到着予定時刻を受援町長に連絡するものとする。

(応援の中断)

第6条 応援町に応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じたときは、応援町長は、受援町長と協議の上、応援を中断することができるものとする。

(応援隊の指揮)

第7条 応援隊は、災害発生地を管轄する消防長又は消防団長の指揮の下に行動するものとする。

(応援活動の報告)

第8条 応援町長は、応援活動が終了したとき、又は応援隊が帰所したときは、速やかに受援町長に対し応援活動の内容を報告するものとする。

(応援経費)

第9条 この協定に基づく応援に要する経費の負担区分は、次に定めるところによるものとする。

(1) 応援町において負担する経費

ア 公務災害補償に要する経費

イ 旅費及び出動手当

ウ 受援側との間の移動中に第三者に与えた損害賠償に要する経費等

エ 被服の損料等

オ 上記以外の人件費及びその他の経費

(2) 受援町において負担する経費

ア 応援活動中に調達した車両及び機械器具の燃料費

イ 宿泊費及び食料費

ウ 当該応援のために特別に必要となった車両及び機械器具の修理費

エ 賞じゅつ金等

オ 応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等

(応援側に対して当該損害を対象として保険金等が支払われる場合には、当該保険金等の額を控除した額)

ただし、応援側の故意又は重大な過失に基づく損害賠償に要する経費は応援側の負担とする。

カ その他応援活動中に調達した化学消火薬剤等の資機材費

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定町長が協議のうえ決定するものとする。

附 則

この協定は、締結の日から施行する。

本協定の成立を証するため、協定書2通を作成し各自1通を保有する。

平成21年2月2日

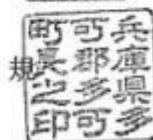
神河町長

足立理



多可町長

戸田善規



4 1. 災害時の応援に関する申し合わせ（国交省近畿地方整備局）

災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と神河町長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。
一 神河町内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
二 その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。
一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
三 災害に係る専門家の派遣
四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
六 通行規制等の措置
七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。
なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。
なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成25年7月19日

甲 近畿地方整備局長 谷 本 光



乙 神河町長 山 名 宗 博



4 2. 災害時等の応援に関する申し合わせ（姫路河川国道事務所）

「災害時等の応援に関する申し合わせ」

災害時等の応援に関する申し合わせ



国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と神河町長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。



（目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等により、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

（応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。
神河町内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
その他甲または乙が必要とする場合

（応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。
一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
三 災害に係る専門家の派遣
四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
六 通行規制等の措置
七 その他必要な事項

（リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。
なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

（緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。
なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成25年7月19日

甲 近畿地方整備局長 谷 本 光



乙 神河町長 山 名 宗 信



43. 災害時における飲料水の提供に関する協定書

災害時における飲料水の提供に関する協定書

神河町(以下「甲」という。)とキンキサイン株式会社(以下「乙」という。)は、災害時における必要な飲料水の提供及び調達に関し、以下のとおり協定を締結する。

(協力の要請)

第1条 甲は、次に掲げる場合において、飲料水を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、飲料水の提供を要請することができる。

- (1) 町域で災害が発生、又は発生するおそれがある場合
- (2) 町域外の災害救助のため、県又は他市町から飲料水の調達を要請された場合

(協力の実施)

第2条 乙は、前条の要請を受けたときは、乙所有の本社第二工場（神河町福本 767-18）内にあ
る備蓄飲料水を甲に無償提供する。

(飲料水の引渡し)

第3条 飲料水の引渡しは、原則として、前条に記載の本社第二工場で行うものとし、甲が派遣し
た職員が引渡しを受けるものとする。

2 甲は乙に対し、必要に応じて甲が行う運搬の協力を求めることができる。

(申請の手続)

第4条 甲は、この協定による要請を行うときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を
要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに文書を提出す
るものとする。

(期間)

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とし、甲乙いずれかから協定解消の申し
出がない限り、同一内容をもって継続するものとする。

2 前項の解消の申し出は、解消しようとする1か月前までに相手方に申し出るものとする。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施に関して必要な事項その他この協定に定め
のない事項については、その都度甲乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上各1通を保有する。

平成24年5月25日

甲 兵庫県神崎郡神河町寺前 64

神 河 町

神 河 町 長

山名宗愷



乙 兵庫県姫路市香寺町犬飼 527-1

キンキサイン株式会社

代表取締役社長

山口義弘



4 4. 播磨広域防災連携協定

播 磨 広 域 防 災 連 携 協 定

(趣旨)

第1条 この協定は、播磨地域13市9町（以下「締結市町」という。）が、播磨地域を構成する一員として、協同の精神に基づき、連携して播磨地域の広域防災体制を確立するために必要な事項について定めるとともに、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第8条第2項の規定に基づき、播磨地域において災害が発生し、被災市町では十分な応急措置ができない場合に、相互に協力し、被災市町の応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとする。

(連絡担当部局)

第2条 締結市町は、相互応援のための窓口として、あらかじめ連絡担当部局を定めておくものとする。

2 連絡担当部局は、この協定に基づく応援の円滑化を図るため、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、速やかに緊密な情報交換を行うものとする。

(応援の事項)

第3条 応援の事項は、次のとおりとする。

- (1) 応急対策及び応急復旧に必要な資機材及び物資のあっせん又は提供に関する事項
- (2) 応急対策及び応急復旧に必要な職員の派遣に関する事項
- (3) 被災者の受入れに関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

(応援の要請)

第4条 応援を受けようとする市町（以下「被応援市町」という。）は、次の事項を明らかにして、他の締結市町に対し、文書により要請を行うものとする。

- (1) 被害の状況
 - (2) 前条第1号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量等
 - (3) 前条第2号に掲げる事項の応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人員
 - (4) 応援の場所及びその場所への経路
 - (5) 応援を必要とする期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項
- 2 前項の規定にかかわらず、被災市町は、そのいとまがない場合には、口頭又は電話等により要請を行い、後に文書を速やかに提出するものとする。

(応援の実施)

第5条 締結市町は、応援の要請があったときは、極力これに応ずるものとする。

(応援の自主出動等)

第6条 応援をする市町（以下「応援市町」という。）は、激甚な災害が発生し、通信

の途絶等により被応援市町と連絡がとれない場合には、第4条に定める応援要請を待たないで、自主的な情報収集活動に基づいた独自の判断で必要な応援を行うことができる。この場合には、第4条に定める応援要請があったものとみなす。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第7条 応援のため派遣された職員は、被応援市町長等の指揮の下に活動するものとする。

(応援経費の負担)

第8条 応援に要した経費は、原則として被応援市町の負担とする。

2 被応援市町が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被応援市町から要請があった場合には、応援市町は当該経費を一時繰替支弁するものとする。

3 前2項に定めるもののほか経費負担等に関し必要な事項は、別に定める。

(平常時の活動)

第9条 締結市町は、次の各号に掲げる事項を実施するなど、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう努めるものとする。

- (1) 連絡会の開催
- (2) 地域防災計画その他必要な資料の相互交換
- (3) 救援に必要な物資等の情報交換
- (4) その他災害時の相互応援に必要な事項

(広域防災対策)

第10条 締結市町は、播磨地域に係る広域的な防災対策に関して、必要な事項を協議し、協同して進めることに努めることとする。

(他の協定との関係)

第11条 この協定は、締結市町が締結する災害時の相互応援に係る他の協定を妨げるものではない。

(実施の細目)

第12条 この協定の実施に関し必要な事項については、締結市町が協議の上、別に定めるものとする。

(補則)

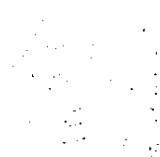
第13条 この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、締結市町が協議の上、決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成26年(2014年)4月22日から効力を生じるものとする。
- 2 播磨広域防災連携協定(平成24年(2012年)8月30日締結)は、廃止する。

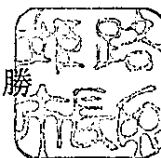
上記協定締結の証として本協定書を22通作成し、締結市町長記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年(2014年)4月22日



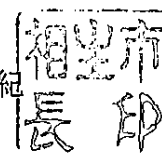
姫路市長

石見利勝



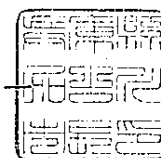
相生市長

谷口芳紀



加古川市長

樽本庄一



小野市長

蓬萊務



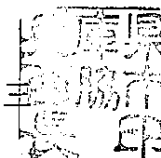
赤穂市長

豆田正明



西脇市長

片山象三



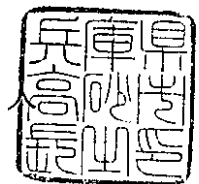
三木市長

藪本吉秀



高 砂 市 長

登 幸



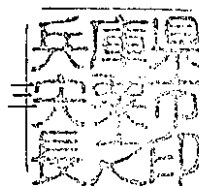
加 西 市 長

西 村 和 平



宍 粟 市 長

福 元 晶 三



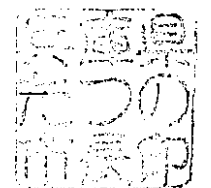
加 東 市 長

安 田 正 義



た つ の 市 長

栗 原



明 石 市 長

泉 ・ 房



多 可 町 長

戸 田 善 規



稲 美 町 長

古 谷 博



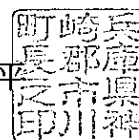
播磨町長

清水ひろ子



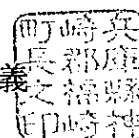
市川町長

岡本修平



福崎町長

嶋田正義



神河町長

山名宗悟



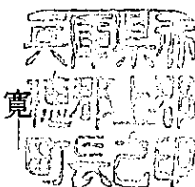
太子町長

北川嘉明



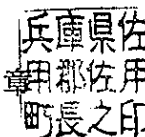
上郡町長

遠山寛



佐用町長

庵途典章



45. 播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との
連携・協力に関する協定書

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書

播磨地域の12市9町で構成する播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、防災、福祉、地域振興等の分野において、甲及び乙が相互に連携・協力し、播磨地域の一層の活性化と住民サービスの向上に資することを目的とする。

（協定の効力）

第2条 この協定は、甲の構成市町である姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、西脇市、三木市、高砂市、小野市、加西市、宍粟市、加東市、たつの市、多可町、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町とその区域に所在する郵便局が個別に協定を締結した場合と同等の効力を有するものとする。

（協力事項）

第3条 甲及び乙は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携・協力するものとする。

- (1) 災害時における相互協力に関すること。
 - (2) 地域見守り支援に関すること。
 - (3) 不法投棄の情報提供に関すること。
 - (4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。
 - (5) その他、地域の活性化・住民サービスの向上に関すること。
- 2 前項に掲げる事項の実施に当たり、具体的な細目等については、別に定める。

（変更）

第4条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度、甲乙協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期間）

第5条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とし、期間満了の1か月前までに、甲又は乙から書面による特段の申出がなければ、1年間更新するものとし、その後も同様に更新するものとする。

（協議）

第6条 この協定に定めのある事項又は定めのない事項について疑義等が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書22通を作成し、甲、乙署名又は記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成25年5月31日

甲 播磨広域連携協議会
（構成市）

兵庫県姫路市安田四丁目1番地

姫路市

姫路市長

石見 利勝



(構成市)

兵庫県加古川市加古川町北在家2000番地
加古川市
加古川市長 樽本 庄一



(構成市)

兵庫県たつの市龍野町富永1005番地1
たつの市
たつの市長 西田 正則



(構成市)

兵庫県小野市王子町806番地の1
小野市
小野市長 蓬萊 務



(構成市)

兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号
高砂市
高砂市長 登 幸人



(構成市)

兵庫県西脇市郷瀬町605番地
西脇市
西脇市長 來住 壽一



(構成市)

兵庫県三木市上の丸町10番30号
三木市
三木市長 藪本 吉秀



(構成市)

兵庫県加西市北条町横尾1000番地
加西市
加西市市長 西村 和博



(構成市)

兵庫県加東市社50番地
加東市
加東市長 安田 正義



(構成市)

兵庫県相生市旭1丁目1番3号
相生市
相生市長 谷口 芳紀



(構成市)

兵庫県赤穂市加里屋 8 1 番地
赤穂市
赤穂市長

豆田 正明



(構成市)

兵庫県宍粟市山崎町中広瀬 1 3 3 番地 6
宍粟市
宍粟市長

福元 晶三



(構成町)

兵庫県加古郡稲美町国岡 1 丁目 1 番地
稲美町
稲美町長

古谷 博



(構成町)

兵庫県加古郡播磨町東本荘 1 丁目 5 番 3 0 号
播磨町
播磨町長

清水 ひろ子



(構成町)

兵庫県多可郡多可町中区中村町 1 2 3 番地
多可町
多可町長

戸田 善規



(構成町)

兵庫県神崎郡神河町寺前 6 4 番地
神河町
神河町長

山名 宗徳



(構成町)

兵庫県神崎郡市川町西川辺 1 6 5 番地の 3
市川町
市川町長

岡本 修平



(構成町)

兵庫県神崎郡福崎町南田原 3 1 1 6 番地の 1
福崎町
福崎町長

嶋田 正義



(構成町)

兵庫県揖保郡太子町鵜 1 3 6 9 番地 1
太子町
太子町長

北川 嘉明



(構成町)

兵庫県赤穂郡上郡町大持278番地

上郡町

上郡町長

工藤

崇



(構成町)

兵庫県佐用郡佐用町佐用2611番地1

佐用町

佐用町長

庵道

典章



乙 日本郵便株式会社近畿支社

大阪府大阪市中央区北浜東3番9号

支社長

安村

幸夫



播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目

(趣旨)

第1条 この細目は、播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書（以下「協定書」という。）第3条第2項に基づき、協定の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(連絡責任者)

第2条 協定の実施を円滑に行うため、播磨広域連携協議会（以下「甲」という。）は、協定書第2条に列記する甲の構成市町（以下「市町」という。）ごと及び協定書第3条第1項で定める事項（以下「協力事項」という。）ごとに連絡責任者を定め、日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、各市町に対応する郵便局ごと及び協力事項ごとに連絡責任者を定め、これを互いに通知するものとする。

2 前項の連絡責任者は、相互の連絡体制等についての情報交換を行うものとする。

(協力事項の細目)

第3条 協力事項の細目は、以下のとおりとする。

(1) 災害時における相互協力に関すること。

甲及び乙は、各市町に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で協力するものとする。ただし、平常時においても、災害時の相互応援が円滑に行われるよう、情報の相互交換や防災訓練の参加について相互に協力するものとする。

ア 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

イ 甲又は乙が収集した避難所開設状況、避難者リスト（本人同意の上で作成したもの）及び災害時要援護者等の情報の相互提供

ウ 郵便局ネットワークを活用した情報収集及び広報活動

エ アからウまでに掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(2) 地域見守り支援に関すること。

ア 乙は、業務中に、高齢者・障害者等に対し「さりげない見守り」を行い、何らかの異変を発見した場合に、その状況等を甲へ連絡するものとする。

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 乙から連絡を受けた市町は、高齢者・障害者等の安否確認を行う。

(3) 不法投棄の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲に連絡するものとする。

(ア) 不法投棄の発見及び通報に関すること。

(イ) 不法投棄に係る情報の収集及び交換に関すること。

イ 市町は、乙の情報提供に当たり、情報提供者の職、氏名等を外部に漏らしてはならない。また、乙は、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

ウ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

エ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

(4) 道路損傷等による危険箇所の情報提供に関すること。

ア 乙は、次に掲げる事項の細目について、甲へ連絡するものとする。ただし、緊急かつ危険度の高い場合にあっては、関係警察署へ通報するものとする。

(ア) 道路上での陥没やくぼみ等の損傷

(イ) 道路上への土砂崩落や土砂流出

(ウ) 道路上への倒木や街路灯の障害

(エ) その他歩行や車両通行上危険があると思われるもの

イ アの連絡については、乙は、日常の業務に支障のない範囲内及び業務上可能な範囲内で行うこととし、連絡に係る費用は乙の負担とする。

ウ 連絡を受けた市町は、その情報に基づいて状況に応じた必要な措置を講ずる。

2 前項第2号から第4号までの乙から甲への連絡は、連絡すべき事項を発見等した郵便局員から当該事項の発生した市町の連絡責任者に対し行うものとする。

3 前項に掲げるほか、それぞれの地域事情に応じ、その他の取組について相互協力を行う場合は、各市町と当該地域の郵便局が協議し、協力事項等について定めるものとする。

4 要請に係る具体的な手続き等について、必要に応じて各市町と各郵便局の連絡責任者が協議の上定めるものとする。

(経費の負担)

第4条 協力に要した経費は、第3条第1項第2号から第4号までに定めるものを除き、原則として要請した者の負担とする。

2 前項の負担につき疑義が生じたときは、甲乙協議の上、負担すべき額を決定する。

(免責)

第5条 乙は、第3条の規定による情報提供を行うことができなかった場合であっても、それによって生じた問題等について、その責任を負わないものとする。

2 乙の防災訓練の参加については、業務に支障がない範囲内とする。

(補則)

第6条 この細目に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定する。

播磨広域連携協議会と日本郵便株式会社との連携・協力に関する協定書の実施細目にかかる連絡責任者 【神河町】

実施細目第2条第1項に定める連絡責任者を下記のとおりとします。

No.		神 河 町		郵 便 局	
		担当課名	電話番号	担当郵便局	電話番号
1	連携・協力に関する全般的なこと	総務課	34-0001	大河内郵便局	34-0050
2	災害時における相互協力に関すること	情報センター 住民生活課	32-2752 34-0001	大河内郵便局 大河内長谷郵便局 神崎郵便局 神崎越知郵便局	34-0050 35-0050 32-0050 33-0050
3	地域見守り支援に関すること	健康福祉課 (教育課)	34-0001 34-0001	大河内郵便局 大河内長谷郵便局 神崎郵便局 神崎越知郵便局	34-0050 35-0050 32-0050 33-0050
4	不法投棄の情報提供に関すること	住民生活課	34-0001	大河内郵便局 神崎郵便局	34-0050 32-0050
5	道路損傷等による危険箇所の情報提供 に関すること	建設課	34-0001	大河内郵便局 神崎郵便局	34-0050 32-0050
6	その他、地域の活性化・住民サービスの 向上に関すること	地域振興課 総務課	34-0001	大河内郵便局 大河内長谷郵便局 神崎郵便局 神崎越知郵便局	34-0050 35-0050 32-0050 33-0050

46. 災害時におけるLPガス等の支援協力に関する協定書

災害時におけるLPガス等の支援協力に関する協定書

災害時におけるＬＰガス等の支援協力に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と一般社団法人兵庫県ＬＰガス協会姫路支部（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第４９条の３の規定に基づき、神河町内に地震、風水害等大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）におけるＬＰガス等の支援協力について次のとおり協定を締結する。

（協力要請）

第１条 災害時において甲がＬＰガス及び燃焼機器等の機材（以下「ＬＰガス等」という。）を必要とするときは、甲は、乙に対して供給要請書（様式第１号）により避難所等へのＬＰガス等の供給の要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

２ 乙は、前項の要請を受けたときは、ＬＰガス等を甲に優先的に供給するとともに、運搬等について積極的に協力するものとする。

（引渡し）

第２条 ＬＰガス等の引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、数量その他必要な事項を確認の上、引き取るものとする。

（安全点検の実施）

第３条 乙は、ＬＰガス等を供給するに当たり、供給設備及び消費設備の安全点検を行うものとする。

（経費の負担）

第４条 第１条に基づく協力に要した経費は甲が負担するものとし、その価格は、災害発生直前における適正価格を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害時の情報提供）

第５条 乙は、諸活動中に知り得た災害等における被害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（情報の交換）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、平素から情報交換を行い、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第7条 甲及び乙は、あらかじめ連絡責任者を定め、連絡責任者届(様式第2号)により相手方に報告し、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡を取るものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第9条 この協定は、締結の日からその効果を有するものとし、甲又は乙が、文書をもって協定の解除を通知しない限りその効果を持続するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年2月12日

甲 神崎郡神河町寺前64

神河町

神河町長

山名宗悟

乙 姫路市青山西二丁目22番20号

一般社団法人兵庫県LPガス協会姫路支部

支部長

井内利治

様式第1号(第1条関係)

年 月 日

(一社)兵庫県LPガス協会 姫路支部

支部長

様

神 河 町 長

協定書に基づく物資の供給要請書

次の内容で物資の供給を要請します。

記

1. 引渡場所

2. 要請物資

物 資 名	数 量	物 資 名	数 量
LPガス(kg)			
LPガス(kg)			

3. その他必要とする事項

神河町

担当 :

電話 :

様式2(第7条関係)

甲の第1 連絡責任者

所属	神河町総務課	固定電話	0790-34-0001
職名	課長	携帯電話	090-1893-4095
氏名	前田 義人	FAX	0790-34-0691
E-mail	y-maeda@town.kamikawa.hyogo.jp		

甲の第2 連絡責任者

所属	神河町住民生活課	固定電話	0790-34-0962
職名	課長	携帯電話	090-6906-7369
氏名	足立 和裕	FAX	0790-34-1556
E-mail	k-adachi@town.kamikawa.hyogo.jp		

乙の第1 連絡責任者

所属	ダイネン㈱姫路営業所	衛星電話	
職名	所長	携帯電話	090-7967-7225
氏名	坪田 樹	FAX	079-261-2422
E-mail	tsubota@dainen.co.jp		

乙の第2 連絡責任者

所属	伊丹産業㈱福崎工場	衛星電話	88216-6876-2457
職名	工場長	携帯電話	090-3352-7025
氏名	杉本 竜昭	FAX	079-232-4765
E-mail	w111@itami-grp.co.jp		

4 7. ヤフー(株)情報応援協定書

災害に係る情報発信等に関する協定

神河町（以下「甲」という。）とヤフー株式会社（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第 1 条 本協定は、地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害（以下「災害」という。）に備え、甲が町民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ甲の行政機能の低下を軽減させるため、甲と乙が互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

（本協定における取組み）

第 2 条 本協定における取組みの内容は次の中から、甲及び乙の両者の協議により具体的な内容及び方法について合意が得られたものを実施するものとする。

- (1) 乙が、甲の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、町の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
 - (2) 甲が、兵庫県神河町内の避難所等の防災情報を乙に提供し、乙が、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (3) 甲が、町内の避難勧告、避難指示等の緊急情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (4) 甲が、災害発生時の町内の被害状況、ライフラインに関する情報及び避難所におけるボランティア受入れ情報を乙に提供し、乙が、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (5) 甲が、町内の避難所等における必要救援物資に関する情報を乙に提供し、乙が、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
 - (6) 乙が、乙の提供するブログサービスにおいて甲が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
 - (7) 甲が、町内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、乙が提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
1. 甲及び乙は、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
 2. 第 1 項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても、甲及び乙は、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

（費用）

第 3 条 前条に基づく甲及び乙の対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

（情報の周知）

第 4 条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協

定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、甲は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

（本協定の公表）

第 5 条 本協定締結の事実及び本協定の内容を公表する場合、甲及び乙は、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

（本協定の期間）

第 6 条 本協定の有効期間は、本協定締結日から 1 年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに 1 年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

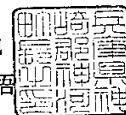
（協議）

第 7 条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、甲と乙記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2016 年 3 月 / 日

甲：兵庫県神河町神崎郡神河町寺前 64 番地
兵庫県神崎郡神河町長 山 名 宗 悟



乙：東京都港区赤坂九丁目 7 番 1 号
ヤフー株式会社 代表取締役 宮 坂 学



48. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（コメリ災害対策センター）

災害時における物資の確保に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と、NPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に必要な物資を供給できるようにすることを目的とする。



（協定事項の発効）

第2条 この協定に定める事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効するものとする。

（協力要請の方法）

第3条 甲は、災害時における応急措置のため、物資の確保が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（物資の範囲）

第4条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- （1）別表第1に掲げる物資
- （2）その他、甲が指定する物資

（協力の実施）

第5条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、甲に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うとともに、その実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の配送）

第6条 物資の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（物資の費用負担）

第7条 第5条の規定により、乙が供給した物資の代金及び、乙が行った運搬等の経費は、

甲が負担するものとする。

2 前項に規定する経費は、災害発生時直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

(改正及び廃止)

第8条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通知しなければならない。

(疑義)

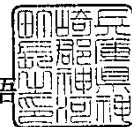
第9条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 3 月 /6 日

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前64

神河町長 山 名 宗 悟



(乙) 新潟県新潟市南区清水4501番地1

NPO法人コメリ災害対策センター

理事長 棒 雄一郎



49. 災害時における生活物資の確保に関する協定書（ホームプラザ ナフコ神崎店）

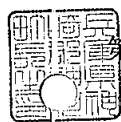
災害時における物資の確保に関する協定書

神河町（以下「甲」という。）と、ホームプラザ ナフコ神崎店（以下「乙」という。）は、災害時における物資の確保に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲が、乙の協力を得て被災者に対して、より速やかかつ円滑に必要な物資を供給できるようにすることを目的とする。

（協力要請）



第2条 甲は、災害時における応急措置のため、物資の確保が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した応援要請書（別記様式）をもって乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに応援要請書を提出するものとする。

（物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資の範囲は次のとおりとし、乙は甲に対し災害時においての可能な範囲での供給を行うものとする。

- （1）食器類
- （2）日用品
- （3）その他、乙の取扱い商品

（協力の実施）



第4条 乙は、甲から前条の要請を受けたときは、甲に対し、優先的かつ速やかに物資の供給を行うとともに、その実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（物資の配送）

第5条 物資の納品場所は甲が指定するものとし、納品場所までの配送は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の配送が困難な場合は、甲が行うものとする。

2 甲は、乙が配送する車両を優先車両として通行できるよう、配慮するものとする。

（物資の費用負担）

第6条 乙が甲に物資供給した費用は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生時直前における価格を基準とし、甲、乙協議して定めるものとする。

(物資供給場所の対象施設)

第7条 物資供給場所として使用する店舗は、次のとおりとする。

事業所名	店舗名	所在地
ホームプラザ ナフコ	神崎店	神崎郡神河町福本851番地の19

(連絡責任者)

第8条 この協定に関する連絡責任者は、甲にあっては神河町防災特命参事、乙にあってはホームプラザナフコ神崎店 店長とする。

(改正及び廃止)

第9条 甲又は乙が、この協定を改正し、又は廃止しようとするときは、その3ヶ月前までに相手方に通知しなければならない。

(疑義)

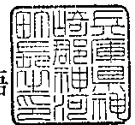
第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年 **3月16日**

(甲) 兵庫県神崎郡神河町寺前64

神河町長 山名 宗 悟



(乙) 兵庫県神崎郡神河町福本851番地の19

ホームプラザナフコ神崎店

店 長 山 長 剛

